

第5 弁護士会館の今後の課題

1 現状と課題

弁護士会館は、竣工後満24年を経過した。この間、司法改革をはじめ、日弁連・東京三会の弁護士会活動は拡大の一途をたどっている。

また、弁護士数も飛躍的に増加しており、ここ24年間で、弁護士数は、全国で約26,000人の増加、東京三会で約12,500人の増加となっている。

【全国】

1995（平成7）年（会館竣工時）	約15,100人
2000（平成12）年（4月現在）	約17,100人
2019（令和元）年（7月現在）	約41,109人

【東京三会】

	東弁	一弁	二弁	計
1995（平成7）年	約3,350人	約1,740人	約1,860人	約7,150人
2000（平成12）年	約4,040人	約2,020人	約2,200人	約8,230人
2019（平成31）年	約8,469人	約5,503人	約5,613人	約19,585人

日弁連と東京三会の会務活動の活発化と拡大化および弁護士数の増加は、必然的に弁護士職員の増加をもたらす結果となる。

【弁護士会館内で働く職員数（嘱託・派遣等を含む）】

	日弁連	東弁	一弁	二弁	計
1995（平成7）年	80人	58人	25人	27人	190人
2000（平成12）年	116人	65人	30人	36人	247人
2015（平成27）年	301人	127人	58人	72人	558人

【2015〔平成27〕年内訳】

	正職員	嘱託	派遣	パート	その他
日弁連	173人	0人	20人	0人	研究員・看護師8人、 弁護士嘱託100人
東弁	70人	14人	14人	22人	図書館職員7名

一 弁	43人	0人	2人	12人	契約職員1名
二 弁	52人	8人	2人	7人	アルバイト3名

弁護士会活動の活発化・拡大化・弁護士数の増加・職員数の増加が弁護士会館にとって、(1)「会議室不足」・「事務局スペース不足」、(2)「エレベーターの混雑・待ち時間の長さ」、(3)「会館全体のOA機器の統合化・合理化による効率的運用の必要性」、(4)4階の和室の会員の一時保育用へ提供、(5)会館設備の老朽化対策、(6)女性会員室利用方法の見直し、(7)20年目の大規模修繕の進行状況、(8)その他等の問題点を生んでいる。

2 対策

(1) 「会議室不足」・「事務局スペース不足」

日弁連及び東京三会は、場合によっては、関連業務の活動拠点を別に設けることも含め、弁護士会館内で行うべき事業の優先順序を長期的展望に立って検討すべきである。

東京弁護士会会館委員会では5階の会議室の利用状況について継続的に調査しているが、現状ではピーク時には100%に近い利用がある他、午前中や、週の前半などでも会議室の利用がかなりの頻度で行なわれるようになっており、空室が全日的に少なくなっていることもわかった。

当面は、委員会の開始時期を午前中に出来ないか検討したり、必要以上に広い部屋を取るのではなく、人数に見合った部屋取りを利用者にお願いしたりするなどの対策を採ることが現実的な対応策といえる。

その他、近時浮かびあがってきたのは、会館業務の一部を別の拠点で行えないか、という観点からのいわゆる第2弁護士会館構想である。この点、東京弁護士会の今後の10年の問題点について会長より関連委員会や会員・会議に諮問がなされ、その中には、狭義の弁護士会業務と異なる研修業務を行う研修施設を別の場所に貸借する構想等が提案されている。今後引き続いて、議論されるべき重要問題である。

(2) エレベーターの混雑の待ち時間の緩和

4年前、エレベーター5基全てを一括して管理するソフトに変更し、10%程度の混雑・待ち時間の改善結果が出ている。今後は、利用時間が集中する正時前後10～15分間をずらす形で会議開始時間を設定する等の対策も併せて行なう必要がある。

近時は、理事者からの要請もあり、いくつかの委員会に於いて開始時間を15分前後正時からずらして開始する例が見られるようになった。この取組みについては一弁、二弁、日弁連にも提案し全館的な取り組みに発展させたい。

20年目の大改修の検討ポイントとしても、エレベーターのスムーズな運用は主要議題に挙げられており、新たなソフトの見直しを中心に改善策がとられる見込みである。

たとえば、低層階利用エレベーターとそれ以外のエレベーターを時間等により割り振るソフトの採用も検討されている。

(3) OA機器の改善

2009(平成21)年の東弁総会において、OA化を促進し、コンピューター管理の徹底による「会員サービスの効率化を目指す決議」が可決された。これとともに、光ファイバーケーブルの会館全体の導入等、OA機器のより先進的な改善が望まれる。この点、東弁での取り組みには、コストの問題もあり、二弁等の取り組みに比べて、やや遅れていたが、2010(平成22)年7月に事務局関係のOAの合理化が一応の形を得るに至った。

そのこともあり、現時点では事務処理能力は、東弁が三会で一番優れているとも言われており、三会共催事業の事務の多くを東弁が担っている。

従前から指摘されていた「現場の使い勝手の良いOA」を目指し、関係者の意見を聴取し、出来得る限り改

良を重ねた結果であるが、たゆまぬますますの改良が望まれる。

(4) 4階の和室を会員の一時保育用に使用する件

子供を持つ会員が十分な会務活動が出来るよう東弁としてバックアップすることは、当然の要請と言え東弁は2010（平成22）年度から開放に踏み切っている。

事前の予約についても、その要件はかなり緩和されている。

利用実情も徐々に増えているが、より一層利用されるよう東弁に於いても広報にも努めて頂きたい旨希望する。

また、東弁ではシンポ等の行事の際の一時保育を業者に依頼する契約を締結した。

かような、積極的なバックアップは子供を持つ会員の一助となると考えられるので拡充していくことが望ましい。

(5) 会館設備の老朽化対策

1995（平成7）年に竣工した弁護士会館も2011（平成23）年段階で16年を経過し、東弁専用部分の各設備にもかなりの老朽化が目立つようになった。

そのため、東弁専用部分のほとんどのフロアのカーペットを貼り替え、508号室の椅子が重く移動が困難とされ、職員から何年も前から改善の要望が出ていた点も考慮したりして、5階508号室の椅子を軽くて移動しやすい椅子に取り替え、また、業務の効率化に資するよう事務局の椅子も全面的に取り替えた。

5階会議室のワイヤレスマイクも改善が必要なものについては取り替え、円滑な会議に資するよう改善した。

4階第2会議室のマッサージチェア3台も最新式であるが、値段的には廉価なものに取り替えるとともに女性会員室にもマッサージチェアを新たに設置した。

テレビも地デジ化に対応するよう、全て買い替えを行い、必要に応じて会員が映像情報を得られる態勢を整えた。

さらに、大震災以後の電力不足を踏まえ、今後は図書館施設の更新見直しの他、LED化の積極的導入が検討されており、20年目の大改修の際の取り組み課題の一つとされている。

(6) 女性会員室について

男女共同参画推進本部等から女性会員室の内部改築と、同室内での利用基準を改めるべきとの要望が出され、東弁では、女性会員室を利用する女性会員の多くの意見を聴取したうえで、必要と思われる設備の導入等を行っている。

今後もこういった女性会員室の利用促進はすすめていきたい。

(7) 20年目の大規模修繕に向けて

現在の弁護士会館は1995（平成7）年に竣工され、10年経過後の2005（平成17）年に1回目の大規模修繕工事が行われた。

その際には、建物の躯体・構造関係については大成建設株式会社、上・下水道等の配管・水廻り関係については新菱冷熱株式会社、OA・電気関係については株式会社きんでんとの密接な検討・打ち合わせの下に行われ、会館委員会委員を中心とする弁護士会チームが責任窓口として、費用対効果を厳密に検討し、準備期間も含め、約3年を掛けて無事に終了した。

この大規模修繕工事は、10年毎に行うこととされており、20年目の大規模修繕工事は、2015（平成27）年から開始する予定であった。

第1回目の大修繕工事以後、東日本大震災の発生を教訓とする災害対策の必要性や、省エネ・エコ対策の必要性が新たに重視すべき検討課題として浮かびあがってきている。

東弁では今後毎年300名前後の会員増が続くことが予想され、弁護士会館をより安全かつ効率的で使い勝

手の良いものに改善することが特に求められている。

この20年目の大改修工事に関し、四会会館運営委員会は2014（平成26）年2月14日付提案書を東弁、一弁、二弁、日弁連の四会に対し提案した。

同提案書は、20年目の大改修につき、10年目と同様に進めるべきとするものであるが、総額で概算52億必要とも言われている大改修工事につき、既存業者に随意契約で依頼することには強い異論が出された。

問題は、コストの増大を適正かつ合理的な範囲で如何に抑制することができるかという点ではあるが、適正手続の観点からは広く本会館規模の共同事務所ビルの大改修工事を行った実績のある業者を公募し、厳正、中立かつ、公平な入札手続を以って選定するべきとの意見が大勢を占めた。

この結果を踏まえ、四会会館委員会は、中立的なコンサルタント業者より助言を得て現在設計事務所を選び、同事務所の関与の下で工事担当業者を入札手続で選考した。

このことにより、工事総額は共用部分で47億円（東弁負担分約17億円）、専用部分で3億円（東弁負担分約3000万円）程度となる見込みとなった。

いずれにせよ、会館特別会計からの多額の支出が予想されるこの20年目の大規模修繕工事については、単純に20年目という日程に単純にこだわらず必要かつ十分な工事を順次進めていく必要がある。

東弁は一般会員にも、この工事の推移を随時報告すべきであり、全ての東弁会員が自己の問題として注目していくべき重要な問題と考えられる。

(8) その他

その他弁護士会館をめぐる問題として①喫煙者への対応、②地下1階の退去テナントの問題が挙げられる。
ア 喫煙者への対応

健康増進法、東京都受動喫煙防止条例の制定等、主に屋内での受動喫煙による健康被害を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現するためのルール作りが進められている。

東京都受動喫煙防止条例は、2018（平成30）年から段階的に条例規制が進められ、2020（令和2）年4月1日には全面施行となる旨定められている。2019（令和元）年7月1日からは公的施設では全面禁煙となった。

かような法制度規制の下では、民間施設ではあるが弁護士会館も受動喫煙から来館者、職員等を守る規制を検討し実現せざるをえない。

そのためには、現在設置されている喫煙ルームの数及びその設備の見直しが必要とされる。

一応喫煙室となっているが必ずしも外部への防煙設備が充分といえず煙や匂いが外部に漏出するなどの事態が生じていないか、日々の点検が必要となろう。そのため2019（令和元）年秋からは1階の喫煙室は閉鎖されることとなった。

その他、地下一階の地下鉄からの出入口横のスペースが屋外喫煙所として一定の条件の下で開放されていたが、近時、利用者が増加している事実が確認された。

この点、四会会館運営委員会で調査したところ、かなりの数の他の官庁職員関係者等の外部利用者が存することが判明した。

官庁における喫煙規制の抜け道に弁護士会館がなっている実態は、好ましいものとはいえ、関係官庁等との協議、連絡のもと適切な対応を採るべきである。

イ 地下一階の退去テナント問題

地下一階は長く複数の同一業者による飲食店の営業が行なわれて来た。

この内、飲食店名「大平」より営業終了の申し入れがあり同店は2017（平成29）年には退去した。

退去したスペースに入居希望の業者を公募したが適当な業者が選定出来ずにいたところ、第二東京弁護士会より「コンビニエンスストア」の誘致が提案された。

実は東京弁護士会の会館委員会も有力コンビニエンスストアチェーンに入居利用を個別に打診していたが、いずれも会館内のスペースや場所の問題、土日の利用者が見込めないこと等の点から難色を示されていた。

ところが、第二東京弁護士会は中堅のコンビニエンスストアチェーン「ポプラ」を自ら見つけ出しその推薦があったため、四会会館運営委員会が窓口となり四会との間で、同チェーンが「大平」の跡スペースを利用することとなった。

遅くとも、2019（令和元）年度中には、弁護士会館の地下にコンビニエンスストアの開業が見込まれ、弁護士会員、職員その他の会館利用者にとって利便性が増すことが期待される。

その他地下1階テナントの内、「桂」が2019（令和元）年8月31日を以って閉店した。このため早期の新テナントの選定が必要となった。

弁護士会館にふさわしい飲食テナントの早期選定が望まれるが、弁護士会館の活動が基本的に平日（月曜日から金曜日）に限定され土、日の来客が望めないことから採算性の点でテナント候補者が直ちに手を上げるかが懸念されたが和食を中心として事業展開しているがんこグループが出店に前向きの姿勢を示してきた。

店名は「京都二条苑」であり、同店は11月1日にオープンした。